

# 第1回 南幌町総合計画策定審議会 議案

と き 令和7年8月28日（木）

午後2時00分

ところ 南幌町役場 3階

各種委員会室

1 開 会

2 委 嘱 状 交 付

3 町 長 挨 拶 南幌町長 大崎 貞二

4 委員等の紹介

5 会長、副会長の選任

会 長 \_\_\_\_\_

副会長 \_\_\_\_\_

6 審議会への諮問

7 趣 旨 説 明

8 配布資料の説明

9 協 議 事 項

（1）会議の運営について

10 そ の 他

（1）次回日程について

（2）その他

11 閉 会

[illegible]

＜事務局＞ 南幌町役場 まちづくり課企画係 （担当）加藤  
住 所：南幌町 栄町3丁目2番1号  
電 話：011-398-7019  
F A X：011-378-2131  
E-mail：kikaku@town.nanporo.hokkaido.jp

# 南幌町総合計画策定審議会 委員名簿

| 役職 | 氏名    | フリガナ      | 備考                           |
|----|-------|-----------|------------------------------|
|    | 磯野 薫  | イノ カル     | 【教育文化分野】<br>元南幌町教育委員         |
|    | 木村 俊昭 | キムラ トシアキ  | 【行財政分野】<br>北海道文教大学特別学長補佐兼教授  |
|    | 酒井 俊子 | カイ トシコ    | 【生活環境分野】<br>南幌町交通安全指導員会      |
|    | 高島 茂和 | タカシマ シゲカズ | 【産業経済分野】<br>南幌町農業協同組合専務理事    |
|    | 竹山 未紗 | タケヤマ ミサ   | 【教育文化分野】<br>南幌町社会教育審議会       |
|    | 田中 薫  | タナカ カル    | 【産業経済分野】<br>南幌町工業団地企業協議会     |
|    | 田中 勝志 | タナカ カツシ   | 【行財政分野】<br>空知信用金庫南幌支店長       |
|    | 永原 隆夫 | ナガハラ タカオ  | 【行財政分野】<br>南幌区長会会長           |
|    | 林 仁   | ハヤシ ヒトシ   | 【保健福祉分野】<br>南幌町民生委員児童委員協議会会長 |
|    | 本間 秀正 | ホンマ ヒデマサ  | 【保健福祉分野】<br>南幌町社会福祉協議会会長     |
|    | 増田 優奈 | マスタ ヱナ    | 公募委員                         |
|    | 山下 啓示 | ヤマシタ ケイシ  | 公募委員                         |
|    | 吉田 義哉 | ヨシダ ヨシヤ   | 【産業経済分野】<br>南幌町商工会副会長        |
|    | 若杉 宗樹 | ワカシギ カズキ  | 【産業経済分野】<br>ＪＡなんぼろ青年部部長      |

※敬称略、五十音順

【任期】令和７年８月２８日から第７期総合計画策定まで

【事務局】

| 氏名    | フリガナ     | 備考           |
|-------|----------|--------------|
| 斉藤 隆  | サイトウ タカシ | まちづくり課 課長    |
| 草沢 順哉 | クサワ ジュンヤ | まちづくり課 課長補佐  |
| 加藤 洋平 | カウ ヨウヘイ  | まちづくり課企画係 係長 |
| 下田 雄太 | シメダ ヱウタ  | まちづくり課企画係 主任 |

南 ま 企 号

令和 7 年 8 月 2 8 日

南幌町総合計画策定審議会会長 様

南幌町長 大崎 貞二

## 諮 問 書

南幌町の均衡ある発展と住民生活の向上を図り、魅力あふれるまちづくりを進めるため、南幌町総合計画策定条例第 3 条に基づき第 7 期南幌町総合計画の策定を諮問します。

## 記

### 1 策定内容

第 7 期南幌町総合計画（令和 9 年度～令和 1 8 年度）

## 諮 問 の 趣 旨

南幌町は昭和４５年に第１期総合開発計画を策定以降、６期にわたり総合計画を策定しており、まちの将来像を「緑豊かな田園文化のまち」、まちづくりの基本理念を「誰もが笑顔で活躍できるまちづくり」として、平成２８年度に第６期南幌町総合計画を策定していますが、この計画期間が来年度をもって終了します。

この間、新型コロナウイルス感染症による前例のない事象への対応が求められましたが、子育て施策の成果による人口増加や子ども室内遊戯施設の整備、道央圏連絡道路（南幌ランプ）の開通など、町民やまちづくりに関わる方々がより暮らしやすいまちづくりを着実に進めてきました。

また、北広島市のボールパーク開業や千歳市のラピダス進出など、本町を取り巻く周辺環境の好循環もあり、今後ますます魅力あふれるまちづくりが期待されています。

しかしながら、深刻な少子高齢化や人口減少、東京一極集中などの課題に対応するため、今後も国や道と一体となり、人や企業の地方分散を進める地方創生の動きを活発化させ、町民一人ひとりが笑顔で暮らし続けられるまちづくりを実現しなければなりません。

これらの変化に柔軟に対応し、次世代につながる魅力ある南幌町のまちづくりを進めていくため、広範な意見のもとに、中長期的な第７期南幌町総合計画の策定についてご審議を賜りたく、貴審議会に諮問するものです。

# 第7期総合計画に係る策定審議会の概要

## 1. 審議会の職務

---

審議会は町長の諮問に応じ第7期総合計画（計画期間：令和9～18年度）の策定に関し、必要な調査及び審議を行い、意見を答申します。

## 2. 委員の選考及び任期について

---

審議会は、下記の項目に該当する者から町長が委嘱します。なお、審議会委員の任期は、第7期総合計画の策定までとします。

- （1）学識経験を有する者
- （2）公共的団体及び地域活動団体の代表者又は構成員、経験者
- （3）公募した町民

## 3. 審議会の実施予定（スケジュール）

---

審議会は、任期内において7回の開催を予定しており、開催時期及び実施内容については、別紙のとおり予定しています。

## 4. 審議会の事務局

---

役場まちづくり課企画係 担当 加藤

TEL 398-7019

FAX 378-2131

MAIL [kikaku@town.nanporo.hokkaido.jp](mailto:kikaku@town.nanporo.hokkaido.jp)

# 第7期南幌町総合計画 策定スケジュール概要

令和7年度

R7. 8. 28時点

|      |                    | 4月 | 5月 | 6月 | 7月      | 8月              | 9月    | 10月       | 11月  | 12月  | 1月 | 2月               | 3月 |
|------|--------------------|----|----|----|---------|-----------------|-------|-----------|------|------|----|------------------|----|
| 議会   | 説明・報告等             |    |    |    | 策定方針等   |                 |       |           |      |      |    |                  |    |
|      | 総合計画策定審議会          |    |    |    |         | ①<br>委嘱・<br>諮問等 |       |           |      |      |    | ②<br>調査結果<br>報告等 |    |
| 町民参加 | アンケート              |    |    |    | 設問設計・発送 |                 | 回答受付  | 回答集計・結果分析 |      |      |    |                  |    |
|      | ワークショップ            |    |    |    | 企画検討    |                 | 参加者募集 |           | 実施   | 結果分析 |    |                  |    |
| 基本構想 | 基本構想               |    |    |    |         |                 |       |           | 原案作成 |      |    |                  |    |
| 策定体制 | 各課等職員              |    |    |    |         | 基本計画等基礎資料作成     |       |           |      |      |    |                  |    |
|      | 行政経営会議・<br>行政経営幹事会 |    |    |    |         |                 |       |           |      |      |    |                  |    |
|      | プロジェクトチーム等         |    |    |    |         |                 |       |           |      |      |    | プロジェクトチーム等設置・作業  |    |

【総合計画策定審議会の委員構成】  
計14名（公募2名、行財政分野3名、産業経済分野4名、教育文化分野2名、生活環境分野1名、保健福祉分野2名）

# 第7期南幌町総合計画 策定スケジュール概要

令和8年度

R7. 8. 28時点

|       |                    | 4月             | 5月 | 6月               | 7月      | 8月 | 9月 | 10月     | 11月 | 12月         | 1月   | 2月         | 3月            |
|-------|--------------------|----------------|----|------------------|---------|----|----|---------|-----|-------------|------|------------|---------------|
| 議会    | 説明・報告・議決           |                |    |                  |         |    |    | 基本計画等   |     | 基本計画等<br>素案 |      | 基本計画等<br>案 | 提案・報告<br>(議決) |
|       | 総合計画策定審議会          | ③<br>審議        |    |                  | ④<br>審議 |    |    | ⑤<br>審議 |     | ⑥<br>審議     |      | ⑦<br>審議・答申 |               |
| 町民参加  | 総合計画説明会            |                |    |                  |         |    |    |         | 開催  |             |      |            |               |
|       | パブリックコメント          |                |    |                  |         |    |    |         |     |             | 意見募集 |            |               |
| 基本構想等 | 基本構想・基本計画          | 原案作成           |    |                  |         |    |    | 素案作成    |     |             |      | 案作成        |               |
| 策定体制  | 各課等職員              | 分析結果確認         |    | 分析結果に<br>基づく施策検討 |         |    |    |         |     |             |      |            |               |
|       | 行政経営会議・<br>行政経営幹事会 | 行政経営会議・行政経営幹事会 |    |                  |         |    |    |         |     |             |      |            |               |
|       | プロジェクトチーム等         | 作業             |    |                  |         |    |    |         |     |             |      |            |               |

## 1. 策定の趣旨

日本では人口減少や少子高齢化の急速な進行、社会情勢の変化による物価高騰などに歯止めがかからず、様々な課題に直面しています。

国ではこのような状況に歯止めをかけるとともに地方創生を促すため、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、令和6年10月には内閣主導のもと、地方創生のため地域のあらゆる関係者が知恵を出し合うことで地方創生施策をさらに推進する方向性（地方創生2.0）を打ち出しました。

南幌町では、平成29年度から令和8年度までを計画期間とする「第6期南幌町総合計画」を策定し、基本理念である「誰もが笑顔で活躍できるまちづくり」のもと、計画的にまちづくりを進めてきました。

また、国の動向にあわせて地方創生の取り組みを一層効果的に推進するため、デジタルの力も取り入れた第3期となる「南幌町創生総合戦略」を令和6年度に策定しています。

本町ではこれまでの各種施策の成果により人口増加が続いていますが、今後も地方自治体を取り巻く環境の変化の中で、地域社会を持続的に発展させていくため、地域が自らの意思と責任で創意工夫し、多様化する町民ニーズに対応したまちづくりを進めていかなければなりません。

時代の潮流や本町を取り巻く情勢を十分に踏まえつつ、新しい時代を展望し、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、今後のまちづくりの指針となる新たな総合計画を策定するものです。

なお、計画期間は令和9年度から令和18年度までの10年間とし、令和8年度までの策定を目指します。

## 2. 策定の考え方

社会経済情勢が大きく変化する中で、新しい総合計画には、時代の変化や新たな課題に柔軟かつ適切に対応することが求められています。

また、地域の課題解決に取り組むためには、協働のまちづくりについて一層推進するため、町民と行政がまちづくりの目標を共有できるようわかりやすい目標を設定するとともに、財政状況等に即してより実効性のある計画とすることが必要です。

こうしたことを踏まえ、第6期総合計画と同様に以下の考え方に基づく新しい総合計画の策定に取り組めます。

### (1) 目標の明示

新しい総合計画では、まちづくりの目標を町民にできるだけ分かりやすく示すことが必要です。このため、政策・施策の目標などを明示する計画とし

ます。

## **(2) 指標による成果の把握**

町民とまちづくりの目標を共有し、協働のまちづくりを進めるためには、その計画の成果を把握することが必要です。

このため、政策や施策に成果指標を設定し、その達成度を測ることができる計画とします。

また、「南幌町創生総合戦略」に盛り込んだK P I（重要業績評価指標）を参考として明示します。

## **(3) 行政評価や予算との連動**

限られた予算や資源を効果的に配分し、総合計画に掲げた目標を着実に推進するためには、行政評価委員会等により施策や事業の効果等について評価し、選択と集中を図ることにより、効果的・効率的に事業を推進することが必要です。

このため、評価や予算との連動を考慮しつつ事業の展開を図る計画とします。

## **(4) 社会経済情勢の変化への柔軟な対応**

自治体を取り巻く環境は、地方創生の取り組みやデジタル技術の進展、人口減少・少子高齢化の一層の進展など、複合的な課題に直面しています。

今後のまちづくりは、このような予測困難な社会経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応しながら進めていくことが不可欠であるため、こうした変化に柔軟に対応できる計画とします。

# **3. 計画の構成と期間**

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、それぞれの計画で示す項目や計画の期間は次のとおりとします。

## **(1) 基本構想**

基本構想は、南幌町の将来像やまちづくりの目標等を示します。

＜基本構想の期間＞

令和9年度から令和18年度までの10年間

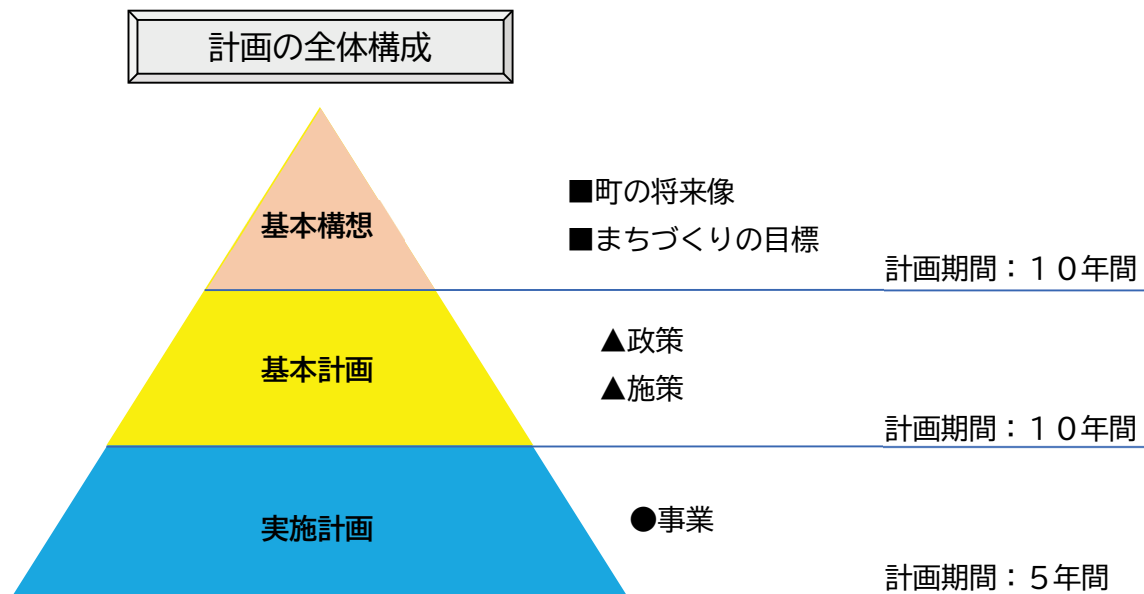
## **(2) 基本計画**

基本計画は、基本構想に示したまちづくりの目標を具体化した政策目標を示すとともに、それを実現するための施策等を示します。

計画の期間は、基本構想と同じく10年間とし、社会経済情勢の変化や地方創生の取り組みなどを踏まえ、中間年度の令和13年度において基本計画の見直しを行うものとします。

### (3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策に沿って必要な事業等を示します。計画の期間は5年間とし、基本計画の見直しを行った場合は改めて策定することとします。



## 4. 計画の策定手法・体制

町民とまちづくりに係わる目標を共有し、協働で進める計画とするため、計画の策定においては、庁内の策定体制はもとより、町民参加の機会を確保し、町民とともに策定に取り組みます。

### (1) 総合計画策定審議会への諮問並びに各種計画等との関係

南幌町総合計画策定審議会条例に基づき、総合計画で示すべき目標等について審議会に諮問し、令和8年度まで審議を行います。

また、基本構想中、「土地利用の基本方針」については、南幌町国土利用計画及び南幌町都市計画マスタープラン並びに南幌町住宅マスタープラン等の計画内容を踏まえて策定します。

なお、基本構想については審議会からの答申後に議会との協議調整を行い、議会に基本構想案を提出します。

### (2) 町民参加による策定

各種団体や組織から意見や提案を求める機会をつくるとともに、町民からの意見の把握に努めます。

#### 《主な町民等意見把握手法》

- ① 町民アンケート（抽出調査） 【令和7年度に実施】  
[対象予定数] 1,100人 ※18歳以上を対象  
(地域別・年齢別・男女別に配慮)

◇抽出調査の数～統計学的推定による標本抽出法を参考とする。

- ・まちづくり意識、政策等に係る満足度・重要度等に関する調査
- ・WEB・郵送による回答方式（目標回答率40%以上）

②中高生アンケート 【令和7年度に実施】

[対象予定数] 320人

- ・学校経由及びWEB・郵送による回答方式（目標回答率50%以上）

③企業アンケート 【令和7年度に実施】

- ・協働のまちづくり等に関する意識調査  
（対象数は、40社程度を予定する。）
- ・郵送による回答方式（目標回収率60%以上）

④町民ワークショップの開催 【令和7年度に実施】

- ・基本構想で設定する南幌町の将来像を町民とともに考えるためのワークショップを実施する。

⑤総合計画説明会の開催 【令和8年度に実施】

- ・市街地、三重地区、夕張太地区において開催する。

⑥パブリックコメント（町民意見提出制度） 【令和8年度に実施】

- ・審議会の上承のもとで実施する。

⑦その他の意見把握 【令和7・8年度】

- ・行政懇談会、町民意見箱、メール 等

### （3）庁内策定体制

庁内においては、職員参加を基本に、行政経営幹事会と総合計画プロジェクトチームが中心となって策定作業を進めます。

**【行政経営会議】（町長、副町長、教育長、関係課長）**

- ◎基本構想・基本計画・実施計画策定に関する指示、決定

**【行政経営幹事会】（副町長、全課長職）**

- ◎基本構想案の作成
- ◎基本計画・実施計画の原案・素案の決定

**【行政経営プロジェクトチーム等】（課長補佐職以下）**

- ◎基本計画・実施計画の原案・素案の作成

◆なお、基本計画及び実施計画の原案については、担当課において作成する。

## 5. 主な取組み内容

### <令和7年度>

- ・アンケート調査の実施

- ・町民ワークショップの開催
- ・総合計画策定審議会委員の公募・選考
- ・総合計画策定方針の決定
- ・総合計画策定審議会（諮問等）
- ・基本構想（人口推計・土地利用の基本方針等）骨子素案作成
- ・行政経営プロジェクトチーム及びワーキンググループの編成

#### ＜令和8年度＞

- ・総合計画説明会の開催
- ・総合計画策定審議会（協議・答申等）
- ・パブリックコメントの実施
- ・議会提案

## 6. その他

- ・具体的な策定作業の内容については、別途作成します。
- ・その他町の各種計画（子ども・子育て支援事業計画、介護保険事業計画・高齢者福祉計画、障がい者計画・障がい福祉計画、農業振興ビジョン、社会教育中期推進計画、その他振興計画等）や新・北海道総合計画、北海道総合開発計画などの政策方向等との整合性を考慮のうえ策定作業を進めます。

# ○南幌町総合計画策定条例

平成25年3月18日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本町の総合計画を策定する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市政の最高理念であり、本町の将来像及びまちづくりの基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 市政の具体的な計画であり、施策を実現するために実施する事業を示すものをいう。

(総合計画策定審議会への諮問)

第3条 町長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、南幌町総合計画策定審議会条例（昭和44年条例第29号）第1条に規定する南幌町総合計画策定審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○南幌町総合計画策定審議会条例

昭和44年6月28日条例第29号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、南幌町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(職務)

第2条 審議会は町長の諮問に応じ南幌町総合計画策定に関し、必要な調査及び審議を行い、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は委員20名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体及び地域活動団体の代表者又は構成員、経験者
- (3) 公募した町民

3 委員の任期は総合計画が策定されるまでとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表し、その会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会が必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は委員の定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会に専門部会を置くことができる。

2 部会に必要な事項は規則で定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は総合計画策定事務局がこれに当たる。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行後、最初の会議は、町長が招集する。

附 則（昭和44年12月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年6月3日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月17日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 〈南幌町総合計画策定審議会〉

### 委員配付資料一覧

<第1回：令和7年8月28日開催>

| No. | 資 料 名                              | 備 考<br>(策定時期等) |
|-----|------------------------------------|----------------|
| 1   | 第6期南幌町総合計画<br>(平成29年度～令和8年度)       | 平成28年3月        |
| 2   | 第6期南幌町総合計画 後期基本計画<br>(令和4年度～令和8年度) | 令和3年3月         |
| 3   | 第3次南幌町行財政改革実行計画<br>(令和5年度～令和8年度)   | 令和5年3月         |
| 4   | 南幌町創生総合戦略<br>(令和7年度～令和11年度)        | 令和6年3月         |

## ■会議の運営について（案）

### （１）会議及び会議録の公開

---

#### 【会議の公開】

南幌町総合計画策定審議会の会議は、原則として公開します。

ただし、調査及び協議の中で特定の個人等に関する情報や発言がある場合など、公開することが適当でないと審議会が判断するものは「非公開」とします。

#### 【会議録の公開】

会議録は、「議事概要録」として作成のうえ公開します。

ただし、公開することが適当でないと審議会が判断する文言がある場合には、この部分を削除します。

また、議事概要録の作成にあたっては、発言した委員の実名は記載せず、「会長」、「委員」として記載します。

公開の方法については、町ホームページ上での公開を予定します。

議事概要録は、事務局で作成したものを全委員に確認していただき、修正や追加・削除の申し出を受けただうえで作成します。

### （２）町民等への情報提供・情報発信

---

■町広報誌、町ホームページへの掲載 → 協議経過など

■その他、情報発信 → 会議開催案内の掲示（主要公共施設等）など

### （３）諮問項目の協議方法

---

#### 【専門部会の設置】

南幌町総合計画策定審議会条例の第6条（専門部会）に基づき、専門部会を置くことができます。

審議会の進行にもよりますが、基本的には全体会議で進めることとし、必要であれば会長及び副会長と協議のうえ、専門部会の設置を検討します。

### （４）審議会の日程調整

---

審議会の開催日程については、開催前に全委員の日程を確認・調整のうえ決定します。ただし、全委員が出席できる日程を調整できない場合は、会長が多数の委員の出席可能な日程を決定することとします。

審議会の開催時間については、平日及び土・日曜日、祝日に関わらず、午前・午後・夜の時間帯での調整を図ります。